

海外裁判所の主な対応状況について②（4月27日）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による海外裁判所の主な対応状況について、4月27日時点での情報を収集しましたので、必要に応じ、ご参照いただければ幸いです。

（※特に明記しない限り、前号（4月7日時点）に記載の内容については、引き続き有効です。）

なお、本情報に基づき訴訟手続等を行う際には、必ず、各裁判所のホームページ等にて最新情報をご確認いただくか、各会員を代理されている国内外特許事務所・法律事務所等へ直接ご照会いただきますようお願い致します。

■ アメリカ

連邦巡回区連邦控訴裁判所

2020年3月20日に、行政指令が発出されて、クラークオフィスへのアクセス制限が行われている。オフィス人員を縮小しており、基本的にメールでの手続照会が勧められている。

<http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/announcements/2020/ModifiedPublicAssistanceNotice.pdf>

オーラルヒアリングについては、傍聴が制限されており、電話回線を用いた形での傍聴が実施されている（現時点では5月分まで決定している。）。

<http://www.cafc.uscourts.gov/sites/default/files/announcements/2020/Notice-April2020PublicAccess-04012020.pdf>

■ ドイツ

ドイツ連邦政府が、3月22日以降ドイツ全土で実施している接触制限措置について5月4日まで延長された上で、段階的な制限緩和措置が実施されている。個別の内容は各州との合意事項とされる。

ドイツにおける新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は在ドイツ日本国大使館ホームページをご参照（日本語）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

裁判所の運用状況は、各裁判所で異なるので、個別に確認する必要がある。デュッセルドルフ高等裁判所は、公共交通を制限した上で、コアタスクに集中して運用を継続している。

https://www.justiz.nrw/JM/ministerium/corona/gerichte_sta/index.php

■ 中国

中国では裁判所が一時的に閉鎖されており、訴状提出等は、裁判所ネットワーク（各裁判所が通知、最高人民法院は <http://ssfw.count.gov.cn/ssfw>）または郵送による提出が行われる。最高人民法院の知財法廷では、リモートの映像を利用した証拠調べなどが開始されている。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-220071.html>

■ 韓国

韓国の裁判所は、2月24日に、新型コロナウイルス感染症の影響で事件を要急の場合を除き、休廷扱いとし、その後、ソウル高等裁判所、ソウル中央地方裁判所は、3月23日から審理を再開したと報道されている。ただし、予約がある場合の入場制限や体温検査等の入場審査が継続されている。各裁判所から、それぞれ休廷期間やマスクの着用の招請の指示がされている。

また、ソウル高等裁判所では、リモートの映像による審理も試みられている。

韓国特許法院HP上で、特段の告知は、現時点で確認できない。

<https://patent.scourt.go.kr/main/new/Main.work>

■ タイ

タイの裁判所は、3月24日～5月末まで、一部の事件を除いて口頭審理手続を延期している。訴状提出等の事務は継続して行われている。

中央知的財産・国際貿易裁判所(CIPICT)では、3月2日より、当事者の接触を予防するため、リモートによる映像裁判が実施されているほか、新型コロナウイルス感染症対策の通知が発出された。

詳細は、以下裁判所のURL（タイ語）参照。

「新型コロナウイルス感染症対策の通知」

<https://ipitc.coj.go.th/th/content/category/detail/id/10/cid/21/iid/186266>

事務局・政策グループ